

■ サポートセンター事務局向けQ&A.ver2

<凡例> 黄地 : 令和6年6月13日時点版からの追加Q&A
赤字 : 令和6年6月13日時点版からの更新部分

20240709時点

No.	大分類	小分類	ご質問・ご要望	ご回答
1	①構築段階	a.サポート内容	法改正に関する一般的な相談業務と、サポート業務の区別方法（線引き方法）を示して欲しい。（特定行政庁からサポートセンター事務局へ繋ぐタイミングや審査機関業務との区別方法等）	標準的なサポート業務については、マニュアルでお示しており、具体的な計画を相談者だけでなくサポート員も参照しながら、確認申請図書等の過不足や記載内容の有無について助言するものです。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.（1）④や3.（2）をご参照ください。）
2	①構築段階	a.サポート内容	サポートセンター事務局のサポート業務を法改正の中で特に対応が必要な部分に限定することは、都道府県の裁量で可能か。（例えば、壁量計算、構造関係図書、省エネ関係図書等）	可能です。管内の特定行政庁や指定確認検査機関の窓口での対応状況なども踏まえて、関係者で内容をご検討いただき相互に調整いただくことが望ましいと考えられます。
3	①構築段階	a.サポート内容	具体的な図面一式がないとサポートを受けられないようにも捉えられるが、基本設計段階など図面一式を作成する前での相談や法改正内容に関する電話相談なども今回のサポート業務に含まれるのか。	サポート体制は、確認申請手続きの前段階での困りごとや相談を引き受けることを想定しているため、電話での簡単な質問・回答は、個別サポート業務として行うことは想定していませんが、個別サポートを行うかどうかの前さばきとして事務局機能が担う場合には、個別サポートニーズ把握のための事前電話サポートに係る費用の内数で対応することは可能です。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.（1）①、3.（2）及び「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
4	①構築段階	a.サポート内容	電話での問合せというのは、サポートセンター事務局で別のところを案内する等、簡単にお答えするものは実績に含まないということか。	個別サポート業務の実績には含まれません。ただし、電話での簡単な質問・回答は、「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」に記載の、個別サポートを行うかどうかの前さばきとして事務局機能が担う場合には、個別サポートニーズ把握のための事前電話サポートに係る費用の内数で対応することは可能です。
5	①構築段階	a.サポート内容	サポート体制図で対面及びオンラインどちらも想定されている。オンライン相談の場合の想定として、サポート員は事務局等の会場に集まり事務局のパソコンにて複数人にて相談を受けるのか、サポート員ごとの職場等においてオンライン会議に入室をして相談を受けるのか。	特段の定めはありませんので、実情に応じてサポートセンター事務局で判断していただいて構いません。ただし、サポート業務の費用は1件あたり一律でお支払いし、貸会議室相当額と交通費相当額は使用実態に応じて定額での加算となります。各地域の実情に応じて、費用の範囲内で複数人に対応する事などは問題ありませんが複数人に対応した場合も1件分であることにご留意ください。
6	①構築段階	a.サポート内容	サポート受付を相談者から受ける際の「申込書」に、確認申請の提出予定先について問う項目はあるか。ない場合、申込書の様式を変更することはできるか。	申請提出先は、サポート内容に直接関係しないため必須項目ではありません。地域のサポート体制の構築状況等により、把握が必要となる場合は、各地域で申込書の様式内容等についてご検討ください。
7	①構築段階	a.サポート内容	サポート業務の内容に完了検査時に提出が必要な書類（施工中の写真）の準備に関することは想定されているか。	完了検査時に提出が必要となる書類についても想定しており、「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」3.（2）に記載しております。
8	①構築段階	b.事務局の設置	国交省からのサポート体制構築の依頼に対する回答については、各都道府県からではなく、サポートセンター事務局となる団体からの回答が良いのか。	7月の説明会において、回答方法についてもお示しする予定です。 都道府県担当者からのメール等での回答を想定しておりますが、詳細については、別途お知らせさせていただきます。
9	①構築段階	b.事務局の設置	国交省からのサポート体制構築の依頼に対し、複数の団体が連携せずに独立してサポート体制を構築して、2団体あるという回答は可能か。	事務事業者との契約は各都道府県につき1団体（幹事団体を決定）としていただくよう、都道府県において調整をお願いいたします。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.（1）②をご参照ください。）
10	①構築段階	b.事務局の設置	サポートセンター事務局に指定する上で、株式会社や検査機関等の団体で制限はあるか。	特段の制限を設ける 予定はありません 。各団体が担うことの妥当性については、各県や地域でも検討していただければと思います。
11	①構築段階	b.事務局の設置	各都道府県がサポートセンター事務局と調整・決定する際の判断基準のようなものは、文書等で提示されるのか。	サポートセンター事務局の選定基準については、地域の実情によるところが大きいので、一律の判断基準をお示しすることは難しいと考えていますが、7月の説明会では、候補となり得る団体の選定に際しての考え方や、先行実施県の事例をまとめた資料をお示しますので、参考にしていただければと思います。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.（1）②をご参照ください。）
12	①構築段階	c.サポート員	サポート員の養成に必要な人数について、特定行政庁への調査、あるいは過去の申請実績からの割合等で、具体的に何件ぐらい想定しているか、目安は既にあるか。また、マニュアルの中で示されるのか。	マニュアル（案）において、確保が必要な人数の目安をお示しすることを検討中です。ただし、サポート内容や、サポート員になる方の対応可能範囲や対応可能日程にもよると考えられるため、あくまで目安となります。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.（2）をご参照ください。）
13	①構築段階	c.サポート員	省エネ計算は、実態として、設備機器の販売店等の建築士である者が多くの住宅の計算を行っている。そのような方をサポート員とすることは可能か？	サポート員となる方について、国では特段の制限は設ける予定はなく、ある分野の実務経験が豊富な方をその分野のサポート員として選定いただくことは一案であると考えます。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.（2）をご参照ください。）

No.	大分類	小分類	ご質問・ご要望	ご回答
14	①構築段階	c.サポート員	サポート員が円滑にサポート業務を行うための、サポート員向けの研修等は実施されるのか。	サポート員向けの研修等については、動画やテキスト等、何らかの支援策を7月の説明会にはお示しする予定です。(7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.(2)をご参照ください。)
15	①構築段階	c.サポート員	サポートセンター事務局が1団体の場合で、幹事団体以外の団体の職員等から省エネ関係のみのサポート員を外部の団体に委託するといったことは可能か。可能な場合、他団体を事務局(幹事団体以外として)として取扱い、複数団体の事務局として運営しなければならないか。	問題ありません。また、他の団体の方をサポート員として委託する場合でも、当該他の団体そのものをサポートセンター事務局として設定する必要はありません。
16	①構築段階	c.サポート員	サポート員への利益誘導(斡旋)の禁止などの規定を設ける必要はあるのでしょうか。	各地域の実情に応じて、必要な場合は、設けていただいても構いません。
17	①構築段階	c.サポート員	サポート員は、一度決定すると、固定しなくてはならないのか。	サポート員に対しては、サポート業務に対応するための研修等を何らかの形で実施すると思えますので、当初選定いただいた方の中から、個別サポートを担っていただくことになると考えられます。ただし、サポート窓口開始以降の相談者からのニーズ等を踏まえて、追加でサポート員を養成することは想定されます。
18	①構築段階	e.窓口・予約方法	サポートセンター事務局を開設するために、専用のスペースや専従職員の配置が必要か。	特に用意する必要はありません。通常業務のスペース、職員で対応いただくことを想定しています。(7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.(1)⑤をご参照ください。)
19	①構築段階	e.窓口・予約方法	サポートの申込は、一人1回までなどの上限を設定されるか。	サポート申込の一人当たりの上限について、マニュアルでは設定しておりませんが、補助上限件数を設定するため、公平性の観点から一人の建築士に対して複数回のサポートを実施することの適否については、地域の実情も踏まえてご検討いただければと思います。
20	①構築段階	f.周知方策	今後、サポート体制の周知として国が準備・検討していることを教えていただきたい。	国としては、各都道府県のサポートセンター事務局の窓口一覧を、事務事業者(建防協)と協力してHP等で周知予定です。また、秋頃から法改正の実務者向けの講習会の実施を全国で予定しており、それに合わせ建設業者や建築士事務所に送付するダイレクトメールにサポート体制の情報を載せたいと考えています。その他、国が関与する説明会等の場において、情報を発信していく予定です。なお、サポートセンター事務局の業務の中で見込んでいるものとしては、サポートセンター事務局の窓口や問合せ先を業界団体のホームページや都道府県のホームページ等で周知していただくことを想定しております。
21	①構築段階	g.その他	サポート体制は、いつ頃、円滑施行が実施されたとみなされて終わりを迎える予定か。	サポート体制の終了時期は、相談実績や、確認申請窓口における対応状況などを踏まえて検討する必要があると考えており、現時点で明確な終了予定時期を設定しておりません。ただし、少なくともR7年度第1四半期中は実施を見込んでおります。
22	①構築段階	g.その他	指定確認検査機関がサポートセンター事務局となったとしても、サポート業務を行った確認申請について引き受け可能と理解してよいか。	貴見のとおりです。令和5年6月2日付事務連絡「指定確認検査機関指定準則における建築士公的支援業務の取扱いについて」をご参照ください。
23	①構築段階	g.その他	サポート体制の対象範囲について、確認検査機関の職員がサポート員となる場合、そのまま確認申請先になることが予想されますが、サポート業務と審査機関としての業務の境界は本申請の前後で区別してよいでしょうか。	サポート業務の受付という手続きを踏んだ上で、対面あるいはオンラインで限られた時間内で実施するものがサポート業務と考えており、一度実施したサポート業務は当該時間内で終了するものと考えています。令和5年6月2日付事務連絡「指定確認検査機関指定準則における建築士公的支援業務の取扱いについて」にも記載されているとおり、サポート業務を実施した案件について、確認検査員等が確認検査の業務等に従事することは差し支えありませんが、審査機関の通常業務(事前相談を含む。)とは適切に切り分けて、サポート業務を実施していただく必要があります。
24	①構築段階	g.その他	今回のサポート業務は、指定確認検査機関指定準則上の制限業種である「設計・工事監理業に係るコンサルタント業務」に該当するため、民間確認検査機関の確認検査員はサポート員にはなれないのではないか。	令和5年6月2日付事務連絡「指定確認検査機関指定準則における建築士公的支援業務の取扱いについて」により、 ①国等の指示・指導に基づく業務であること ②受益者から報酬を得ないこと ③個別の業務計画の修正提案等を行わないこと のすべてを満たす業務は制限業種に該当しないものとして取扱うことが明示されています。今回のサポート業務はこれら①～③を満たすことから、制限業務に該当しないものと解して差し支えありません。(7月9日説明会資料「指定確認検査機関指定準則における建築士公的支援業務の取扱いについて」をご参照ください。)
25	①構築段階	g.その他	サポート員は適法性の適否を判断するのではなく、あくまでアドバイスだということで責任を負うことはないという説明を受けているが、今後、件数の増加に伴い、実際にはアドバイスの中で責任の所在等でトラブルになるということも想定される。責任の所在等についての対応やマニュアルへの反映については検討しているか。	サポート業務は基準への適合性を確認するものではないことについて、マニュアル(案)に明記する予定です。合わせて、サポート申込書における誓約の一文を記載することや、サポート開始時に相談者とサポート員の間でも、トラブル防止のために責任の所在を明確にするステップを置くこと等についても、マニュアル(案)にて補足することを検討します。(7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.(2)をご参照ください。)

No.	大分類	小分類	ご質問・ご要望	ご回答
26	①構築段階	g.その他	サポートセンター事務局は、建築士等から相談を受けるにあたり、個人情報等の取扱いについて、規定等を設ける必要はあるのでしょうか。	「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」に記載のとおり、サポートセンター事務局への個別サポートの申込時（申込書等において）や、サポート員と相談者による個別サポート開始時等において、個人情報等の取扱いについて定めたり説明したりすることでトラブル防止になると考えられます。なお、事務事業者とサポートセンター事務局の委託契約においては、個人情報等取扱いについて定める予定ですので、サポート実績管理システムへの入力内容等についても、個人情報の取扱いを可能な限りなくすよう検討中です。
27	①構築段階	g.その他	実施主体との調整において、どこまで情報を出すことが可能か示していただきたい。担当者打合せの配布資料は、候補者を含め全て提供可能か。	5月の打合せ資料、7月の説明会資料の内容については関係団体に共有いただいで構いません。ただし、 いずれの資料も、今後変わりうる旨ご説明 いただようお願いします。
28	①構築段階	g.その他	先行実施県の実績と補助金額を教えてください。	先行実施県の取組や実績については、事例集を作成し、マニュアル（案）に記載する予定です。なお、補助金額については、今年度の本格実施とは状況が異なるため、お示しする予定はありません。
29	②運営段階	a.契約手続き等	上限を超える相談があった場合は、所管の特定行政庁又は指定確認検査機関での対応となると考えて良いか。	上限に達した場合、例えば、次年度以降での補填、あるいは予算の範囲内で変更交付決定等でできる限りの対応をしたいと考えていますが、それでも全額額上限に達した場合は、サポートセンター事務局窓口ではなく、特定行政庁や指定機関で通常の窓口対応の範囲内になると考えられます。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」3.（4）をご参照ください。）
30	②運営段階	a.契約手続き等	サポート体制に関する契約の事務事業者は、今年度は、建防協ということでしょうか。	お見込みのとおりです。今年度は、建防協が本サポート事業の事務事業者となり、契約の相手方になります。
31	②運営段階	a.契約手続き等	サポートセンター事務局と県が契約締結をするための契約書の様式等は示されるのか。	事務事業者とサポートセンター事務局で直接契約するため、サポートセンター事務局と県の契約締結は想定しておりません。
32	②運営段階	a.契約手続き等	事務事業者とサポートセンター事務局の委託契約書は誰が作成するのか。	事務事業者である建防協が契約書の案を作成します。
33	②運営段階	a.契約手続き等	サポートセンター事務局の幹事団体と幹事団体以外の契約書のひな形は、ご提示いただける予定でしょうか。	サポートセンター事務局の幹事団体と幹事団体以外が締結する契約書の内容やひな形については、お示しする予定はありませんので、幹事団体が担う業務のうち、幹事団体以外の団体が担う業務の内容等についてあらかじめ調整の上、適宜必要な手続きを進めていただければと思います。
34	②運営段階	a.契約手続き等	サポート内容については、契約に含めるのか。また、国交省にサポート内容の承諾等が必要になるのか。	契約上は「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」3.（1）に記載の①～③の内容を記載する予定であり、詳細なサポート内容等については、記載不要と考えております。また、サポート内容の承諾等については不要ですが、サポート内容を相談者等にわかりやすく示す必要があると考えており、国交省や事務事業者のHP等で各都道府県のサポートセンターを周知する際に、合わせてサポート内容（範囲）を記載する可能性もありますので、対外的に説明できるように整理していただくと必要があると考えています。
35	②運営段階	a.契約手続き等	契約締結に係る期間の見込みはどの程度か？長くなる場合、契約前からサポートセンター事務局の周知をすることは可能か？	標準的な契約手続きについては2週間程度を見込んでおり、10月の説明会后、内容面での調整がなく契約手続に進んだ場合、R6年11月頃からサポート事業を開始できることを想定しております。なお、契約前からサポートセンター事務局の周知は可能です。
36	②運営段階	a.契約手続き等	一度、団体を承認（推薦）した場合に、それはいつまで有効なのでしょう（例えば、年次更新するのかなど）。	基本的には、年度末から年度明けに切れ目ないサポートを行う必要があると考えておりますので、年度毎ではなく、継続して担っていただくことを想定しています。
37	②運営段階	a.契約手続き等	団体の変更などもありうるのでしょうか（団体側から続行不可との申し出や、機能していない場合など）。	基本的には変更は想定しておりませんが、サポートセンター事務局の運営状況を各都道府県にフォローしてもらう中で、変更が必要な場合には、個別に対応と考えております。
38	②運営段階	a.契約手続き等	サポートセンター事務局設置について、複数の団体で連携することも可能とのことだが、国費は複数の団体に対して出るのであるのか。	複数団体で取組む場合は、事務事業者の契約先を1団体（幹事団体を決定）に特定することを想定しており、サポート体制の確保に係る費用（定額）は、体制に関わらず定額とする予定のため、幹事団体以外の団体において体制確保に必要な経費が生じる場合は、幹事団体からその他の団体との契約関係の中で必要経費の調整をしていただくこととなります。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」3.（1）をご参照ください。）
39	②運営段階	a.契約手続き等	サポートセンター事務局候補者と調整するにあたり、必要人数、国費額、契約内容等について、具体的な案を示して欲しい。	サポート員の必要人数の目安や考え方、事務事業者とサポートセンター事務局との 個別サポート 件数の上限や精算に係る手続き等の契約内容や補助額については、7月の説明会において、マニュアル（案）の中でお示しする予定です。また、10月のサポートセンター事務局向け説明会までに契約書のひな型をお示しする予定です。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」2.（2）、3.（1）及び「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
40	②運営段階	b.サポート実施に当たって	サポート内容としては、図面一式の記載事項、添付図書をひととおり見るのか。それとも、相談のあった部分だけを見る（助言する）のか。	「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」において標準的なサポート業務の内容をお示してありますが、相談者が省エネや構造等の各パートだけ見て欲しいということであれば、その部分のみの対応でも問題ありません。

No.	大分類	小分類	ご質問・ご要望	ご回答
41	②運営段階	b.サポート実施に当たって	サポート業務1件に対して、複数人で図面等を確認する必要はあるか。	相談1件に対して、サポート員1名で対応することを想定しておりますので、複数名で対応する必要はございません。複数人で図面等を確認することを妨げるものではありませんが、お渡しする費用は、相談1件に対し、サポート員1名分です。
42	②運営段階	c.報告方法 サポート実績管理システム	サポート実績管理システムにおいて、一人の建築士に対して複数回のサポートを行ったことを確認・反映できるか。	サポート実績管理システムでは、氏名等の個人情報を入力をしないため、確認・反映することは難しいと考えていますが、申込時にサポートセンター事務局が取得する個人情報により確認することは可能と考えております。
43	②運営段階	c.報告方法 サポート実績管理システム	サポート実績管理システムでは、サポートの予約管理は一緒に行えないか。	サポート実績管理システムでは、予約管理を行うことは想定しておりません。
44	②運営段階	c.報告方法 サポート実績管理システム	サポート実績管理システムで、予定の確認申請提出先を入力できるようにしていただきたい。	申請提出先の入力は必須とはしておりませんが、自由記載欄への入力等、各地域の実情に応じて判断していただいております。ただし、相談者や個別計画に関わる個人情報等の詳細をシステムに記載させることは、セキュリティの観点から行わないでください。
45	②運営段階	c.報告方法 サポート実績管理システム	サポート実績管理システムの自由記載欄に限らず、サポート員からの質疑事項を記載できる形式とし、リアルタイムにQ&Aに反映していただきたい。	サポート実績管理システム内に、「運用上の質問掲示板」と「技術上の質問掲示板（閲覧は県内限定）」を設置する方向で検討中です。特によくある問い合わせについては、できるだけ早く、「建築士サポート体制確保・運用マニュアル」4に記載の「よくあるお問合せ集」等でお示しできるようにします。
46	②運営段階	c.報告方法 サポート実績管理システム	サポート実績管理システムについて、他の都道府県の相談内容を閲覧できるようにしてほしい。（構造関係、省エネ関係のように、ジャンル分けしてほしい。もしくは、キーワードを入れて相談内容を検索できるとありがたい。）	個別サポート実績の入力情報については、対応の詳細を記載いただくことを想定していません。自由記入欄の記載内容は都道府県ごとに設定いただくことを想定しておりますので、閲覧については、各都道府県内のみ情報となります。 なお、サポートセンター実績管理システムで入力・閲覧できるサポート内容としては、新2号対応関係、構造関係、省エネ関係等のカテゴリーチェック程度を想定しており、具体的・詳細な相談内容については必須入力とはしませんが、自由記載欄に一定の内容を記入する等、各地域の実情に応じて入力ルールを決めていただいております。ただし、相談者や個別計画に関わる個人情報等の詳細をシステムに記載させることは、セキュリティの観点から行わないでください。 また、個別サポート実績入力情報については、キーワード検索が可能とする方向で検討中です。
47	②運営段階	d.完了実績報告・精算等	サポート体制構築の費用について、例えばR6年度にサポートした件数のうち、予算の制約によっては一部はR6年度に支払いが行われ、残りの分は、R7年度に支払われるということがあるか。	令和6年度予算で措置する範囲については検討中であり、7月の説明会にて概要をお示しする予定です。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」3.（4）をご参照ください。）
48	②運営段階	d.完了実績報告・精算等	完了実績報告の際に、都道府県が関与することがあるか。	完了実績報告の際に都道府県が関与することはありません。
49	③その他	a.補助対象等	サポート員はそれなりの知識を持つ建築士をあてるべきと考えるが、技師C程度の人件費を充てることは可能でしょうか？	サポートセンター事務局からサポート員にお支払いいただく人件費については、各事務局団体における通常の謝金等の支払いの考え方も踏まえ、個別にご判断ください。なお、事務事業者からサポートセンター事務局幹事団体に支払う契約金額については、人件費の考え方も含めて7月の説明会にてお示しする予定です。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
50	③その他	a.補助対象等	国費はどのように補助されるのか。	サポート体制に係る事務事業者に対して国から補助金を交付しており、当該事務事業者と各都道府県のサポートセンター事務局（幹事団体）とで締結する業務委託契約によりサポート業務に係る経費を支援することを想定しています。サポートセンター事務局は、サポート業務を実施した実績に応じて、年度末に委託料の支払いを受けるという流れとなります。
51	③その他	a.補助対象等	サポート体制に係る必要な経費は、基本的に国費で賄うと理解して良いか。	サポート業務を行うサポート員の人件費及び会場費・交通費（いずれも新たに発生する場合に限る。）並びにサポート体制の確保に要する経費（定額）を対象とする予定です。サポートセンター事務局構築に係る費用の詳細は、7月の説明会にてお示しする予定です。なお、本サポート事業は、指定確認検査機関や特定行政庁の申請窓口の負担を軽減する取組ですので、各地域の中で追加で予算を措置し、一体的に取り組むことも可能です。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
52	③その他	a.補助対象等	県の予算は必要ないという理解で良いか。	都道府県の予算確保について、一律にお願いすることは予定していません。ただし、本サポート事業のみならず、改正法の円滑施行にあたって、都道府県単位で独自に説明会を実施する等、地域において円滑施行のための予算を確保し、一体的に取り組むことは可能であり、かつ、効果的に周知を行うことができるものと考えられます。
53	③その他	a.補助対象等	どの程度ニーズがあるかわからない。多すぎる・少なすぎるような場合はどうするのか。	申込みが多すぎて対応が滞ることを想定し、サポート体制周知の際に「国の予算の範囲内で実施するため、申し込み多数の場合はお待ちいただいたり、お断りしたりすることがある」旨をあらかじめアナウンスしておく必要があります。逆に、申込みが少ない場合であってもサポートセンター事務局の事務負担経費が赤字とならないよう、業務委託費の算定方法を調整します。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」3.（4）をご参照ください。）

No.	大分類	小分類	ご質問・ご要望	ご回答
54	③その他	a.補助対象等	サポート体制に係る費用について、例えば、事務員・サポート員の数が、各県で異なると思うが、補助金の上限はあるのか。	費用の設定については調整中ですが、サポート体制の確保に要する経費（周知費を含む。）については、定額を検討しており、その上にサポート員の人件費等については、実績に応じた支払いを想定しています。 補助金の上限額については、全都道府県で按分すると、それほど大きな額にはならない見込みです。ただし、上限に達したらサポート業務を終了するのではなく、できる限り年度をまたぐ施行日前後において継続的な取組が措置できるよう検討します。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
55	③その他	a.補助対象等	サポート体制に係る費用について、サポート員や地域の実情に応じた形になるのか。	契約当初には、都道府県ごとに委託の上限額を定める予定ですが、執行状況や地域の事情を踏まえて、予算の範囲内で変更契約等により措置することも検討します。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
56	③その他	a.補助対象等	サポート体制確保に要する経費について、各都道府県の規模に応じて必要となる費用が変わるため、事務所登録数に応じて一定程度加算して頂ける仕組み等を検討しているか。	都道府県の規模に応じた必要経費の差については、年間の確認申請実績等を参考としつつ、各都道府県内の個別サポート件数の上限に一定の差を設けることを検討しています。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
57	③その他	a.補助対象等	サポートセンター事務局が負担しなければならない費用について、支払える項目を準備していると思うが、支払うことができない項目はあるか。	サポート体制確保にかかる費用については、基本的に対象となりますが、上限額を設定する予定のため、既存の枠組み等で活用できるものはご活用いただくことを想定しています。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
58	③その他	a.補助対象等	サポート業務の実績に応じた費用補助のほか、実績に関わらずサポート体制を構築するため、事前準備や開設後のサポートセンター事務局の維持に係る費用として、事務員及びサポート員それぞれ一人あたりに対して一律に支払われる人件費（補助金）があるとの理解でよいか。	費用の設定については調整中ですが、サポート体制の確保に要する経費（周知費を含む。）については、定額を検討しており、その上にサポート員の人件費等については、実績に応じた支払いを想定しています。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
59	③その他	a.補助対象等	サポート業務について、例では申請者がサポートの申し込みをした場合に業務が発生すると思われるが、例えば相談会等を開催し質問事項などを受け付ける場合は、国の補助の対象となるのか。能動的事業については県負担となるのか。	「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」に記載のとおり、基本的には、個別サポート件数を減らすための取組については、サポート事業実施に向けた体制構築に係る費用（定額）の範囲内で実施していただくことを想定しております。
60	③その他	a.補助対象等	想定していない部分もサポートした場合、補助対象となるのか？	あらかじめ設定したサポート内容の範囲外のみ相談のみであった場合は、補助対象外です。 こうしたことが、サポート実施のタイミングで生じないよう、例えば以下のような対応をとることが考えられます。 個別サポート申込時に、サポート内容として設定した範囲外の相談のみであることが把握できた場合には、あらかじめ申込者にサポート内容に含まれないことを伝達し、関連する窓口等を案内いただくことが考えられます。 サポート内容に含まれる内容でサポートを実施する中で、サポート内容の範囲外の相談があった場合も、原則としてその場で適切に案内することが想定されます。 このため、基本的に想定していない部分もサポートすることは考えにくいと思われませんが、こうした疑義が生じないようサポート内容をあらかじめ明確に定めておく必要があります。
61	③その他	a.補助対象等	サポートセンターの職員とサポート員それぞれの報酬は内訳で明確に分けられているのか。	「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」に記載のとおり、まとめた形で示しております。
62	③その他	a.補助対象等	県からの周知に対して何か国から支援があるのか。サポートセンター事務局からの周知についても記載があるが、一定額で検討されているということか。	周知に要する費用に関しても、サポート体制の確保に要する経費（定額）に含むことを想定しています。 ただし、契約については、事務事業者とサポートセンター事務局になります。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
63	③その他	a.補助対象等	サポート体制の周知（広告・パンフレット作製）や設計者向け講習会の開催に係る費用も国費により補助されるのか。	サポート業務の円滑な運営のため、個別サポート件数を減らすための取組として実施する場合には、サポート業務の一環として行うことは可能ですが、サポート体制の確保に要する経費（定額）の範囲内となるため、実績に応じて支払う予定はありません。なお、別途業界団体に対して、国からも改正法理解増進のための講習会等の開催を働きかける予定であり、これらの地域における取組と役割分担していただきながら実施することが効果的と考えられます。 （7月9日説明会資料「建築士サポート体制に係る契約金額の考え方」をご参照ください。）
64	③その他	b.その他	サポート体制構築に係るQ&Aについて、ご提供頂きたい。	作成次第、順次お示しいたします。
65	③その他	b.その他	7月9日の説明会時点で未定の状態でも候補である団体に会議の方、参加することは可能か。	可能です。

No.	大分類	小分類	ご質問・ご要望	ご回答
66	③その他	b.その他	担当者打合せの録音又は録画データを提供してもらえるのか。	録画・録音データの共有は予定していません。なお、当日の質疑応答の内容はQ&Aに反映予定です。 R6年6月13日にサポートセンター事務局向けQ&Aを発出してありますので、ご参照ください。
67	③その他	b.その他	7月9日に実施団体が決まっていない場合、説明会の資料を関連団体等との協議時に配布してもよいか。	問題ありません。取扱い注意のものがあれば説明会でご案内します。
68	③その他	b.その他	10月のサポートセンター事務局向けの説明会には、都道府県は参加するのか。	サポートセンター事務局を対象としておりますが、都道府県も参加可能です。 10月の説明会は、サポート事業実施に係る契約手続きやマニュアル更新版、サポート実績管理システムの操作等の内容等を予定しております。
69	③その他	b.その他	10月に予定されているサポート体制説明会后、サポートセンターの検討や内容調整等の問い合わせは、事務事業者（建防協）となるのか。	契約手続きや事務的な内容、サポート実績管理システム等に関する問合せについては、事務事業者（建防協）になりますが、サポート内容の調整等については、各都道府県とサポートセンター事務局で調整していただき、解決が難しい場合には、国交省にお問合せください。